

小浜市総合福祉センターおよび小浜市デイサービスセンター 指定管理者募集要項

1 募集目的

小浜市では、高齢者の福祉増進を図ることを目的として、平成13年10月に小浜市総合福祉センターおよび小浜市デイサービスセンターを開設いたしました。

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、また、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入していますが、指定期間が令和7年3月31日で満了するため、令和7年4月1日からの指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 小浜市総合福祉センター
小浜市デイサービスセンター
- (2) 施設の位置 小浜市遠敷84号3番4
- (3) 施設規模 敷地面積 8,707.55㎡
 - ・小浜市総合福祉センター
延床面積 1,764.8㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - ・小浜市デイサービスセンター
延床面積 589.54㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 施設現況
 - ・小浜市総合福祉センター
多目的ホール、生活相談室、ボランティア室、和室、会議室、研修室
 - ・小浜市デイサービスセンター
機能回復訓練室、和室、休養室、特殊浴室、食堂、厨房、汚物処理室、事務室

3 事業内容

指定管理者は、次の業務を行います。なお、業務内容の詳細については、仕様書を参照してください。

- (1) 小浜市総合福祉センター等の設置および管理に関する条例（平成17年小浜市条例第37号。以下「条例」という。）第4条第1項各号に掲げる業務
 - ・ 小浜市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の利用許可に関する業務
 - ・ 福祉センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (2) 条例第4条第2項各号に掲げる業務
 - ・ 小浜市デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）に係

る老人デイサービス事業に関する業務

- ・ デイサービスセンターの施設および設備の維持管理に関する業務

4 指定期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。ただし、再指定を妨げないものとします。指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがあります。

5 委託料

- (1) 市は、指定管理者による福祉センター等に係る管理の業務（デイサービスセンターに係る老人デイサービス事業に関する業務を除く。）に対して、指定管理者に委託料を支払うものとします。当該委託料の額については、委託料の額（14,713千円／1年度分）を限度とし、予算の範囲内で、収支計画書において提案のあった金額を勘案して、市と指定管理者との間で締結する協定書において定めるものとします。（別記1）
- (2) 協定書で定めた委託料は、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービスの低下につながらないこと。）や利用率の向上等により収支計画書の収支計画を上回る収支差額が生じた場合等においても、委託料の額は増減しないものとします。ただし、事故、自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき、または福祉センターの業務の変更もしくは新たな業務の実施の必要があるときは、双方協議により変更できるものとします。
- (3) 委託料の支払いは分割払いによるものとし、分割の方法および支払時期については、市と指定管理者との間で協議して定めるものとします。
- (4) 指定管理者の管理の業務に係る経費および収入の経理は、指定管理者の他の業務に係る経理と区分し、明確に管理してください。

6 利用料金

指定の期間中（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）の毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同じ。）の利用料金は、指定管理者の収入とします。

福祉センターの利用料金は条例別表第1に掲げる額の範囲内、デイサービスセンターの利用料金は条例別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

7 休館日等

条例第7条の規定に基づき、福祉センターおよびデイサービスセンターの休館日を定めています。ただし、市長が必要があると認めるときや市長の承認を得たときは、指定管理者は臨時に開館または休館とすることができます。

8 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

- (1) 小浜市内に事業所を有する法人等であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人等でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する入札に参加させることができない法人等または入札に参加させないことができる法人等でないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条および第180条の5第6項中「請負」とあるのは「請負（指定管理者による公の施設の管理に係る業務を含む。）」と読み替えて適用するものとした場合において、これらの規定に抵触しない法人等であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う法人等でないこと、その他福祉センターおよびデイサービスセンターの管理運営を行うのにふさわしくない法人等でないこと。
- (6) 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納していない法人等であること。
- (7) 本件指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員の属する法人等でないこと。
- (8) 市から指定管理者の指定の取消しを受けた法人等でないこと。

9 応募書類

(1) 応募書類

応募者は、次の書類を提出してください。

ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書（小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号）第3条第1項）

イ 添付書類

(ア) 公の施設の事業計画書（小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条第2項）

(イ) 公の施設の管理に係る収支計画書（令和7年度から令和12年度までの5年度分）

(ウ) 申請の資格を有していることを証する書類（申請の資格を有していることについての誓約書（別紙様式）を含む。）

(エ) 法人等の経営状況を説明する書類

- ・ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (オ) 法人等の活動内容等を記載した書類
 - ・ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他業務の内容を明らかにすることができる書類
 - (カ) 法人等の定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
 - ・ 法人にあつては、これらの書類に加えて当該法人の登記事項証明書
 - ・ 法人でない団体にあつては、役員の名氏および住所を記載した書類
 - (キ) 納税義務のある法人等にあつては、国税および地方税の納税証明書
 - ・ 法人税納税証明書、消費税納税証明書
 - ・ 県税納税証明書、市税納税証明書
 - (ク) 指定管理者の指定申請に係る調査票（別紙様式）
 - (ケ) その他市長が必要と認める書類（応募者が法人でない団体であつて、これらの書類が得られないときは、これらに類する書類）
- (2) 提出部数
10部（正本1部、副本9部）
- (3) その他
- ア 提出書類は、原則としてA4版の縦型とします。
 - イ 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。
 - ウ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
 - エ 応募後に申請内容の変更もしくは追加または申請の辞退をされる場合は、変更等届出書（別紙様式）により届け出てください。
 - オ 提出した書類および申請内容の変更は、提出期限の経過後はできません。ただし、選定委員会の開催前において、誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更をすることができるものとします。この場合は、市が指示する期間までに変更を行っていただきます。
 - カ 著作権の帰属
応募書類の著作権は、指定申請した法人等に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用するものとします。
 - キ 第三者の権利の侵害
指定申請した法人等が、応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとします。
 - ク 関係法令の遵守
応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。
 - ケ 追加書類の提出
市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
 - コ ヒアリングの実施
市が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合があります。

サ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

10 募集要項の公告、広報および配布に関すること

- (1) 指定管理者の募集について公告するとともに、市政広報で募集案内し、また、令和6年9月2日（月）から同年10月1日（火）までの間、市の公式ホームページにこの募集要項を掲載し、公募します。
- (2) 小浜市健康管理センター（民生部高齢・障がい者元気支援課 介護保険・管理運営グループ）および小浜市総合福祉センターにおいて、令和6年9月2日（月）から同年10月1日（火）までの間（閉庁日を除く。）、この募集要項を配布します。

11 応募書類の提出締切等

- (1) 提出締切 令和6年10月1日（火）の午後5時15分まで（土日祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参または郵送（必着）。
- (3) 提出先（受付場所） 小浜市健康管理センター
（民生部 高齢・障がい者元気支援課
介護保険・管理運営グループ）
〒917-0075 小浜市南川町4番31号

12 募集に関する質問の受付等

- (1) 受付期間 令和6年9月2日（月）から9月9日（月）までの間（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 質問方法 質問書（別紙様式）を11(3)の受付場所に持参するか、郵便またはFAXで提出してください。
- (3) 質問の回答 令和6年9月17日（火）までに、書面（FAXによる場合を含む。）で申請者全員に回答します。やむを得ない事情により回答書の送付が遅れる場合は、別途連絡します。なお、回答書は、この応募要項と一体のものとして、応募要項と同等の効力を有するものとしします。

13 指定管理者の候補者の選定、協定の締結等

(1) 選定委員会による選考

公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置し、申請者の中から適格者を選考し、適格者が複数ある場合はそのうち2法人等の順位を定めて優先交渉権者とし、その審査結果を市長に具申します。

なお、指定管理者の候補者の選定は、書類審査（必要に応じてヒアリング）により行います。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、適格者が複数ある場合はその順位を定め、指定管理者の候補者を選定します。当該指定管理者の候補者との交渉が調わないときは、次順位者を指定管理者の候補者とします。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不相当であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画書の作成等に要した費用については、市は一切補償しません。

(4) 協定の締結

市長と指定管理者との間で指定管理業務に関する協定を締結します。

(5) 選定の基準

小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小浜市条例第28号）第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行います。

なお、審査における主な評価項目は、次のとおりです。（別記2）

- ア 安全・安心面からの管理運営の具体策
- イ 施設の管理（職員配置など）
- ウ 施設の運営
- エ 個人情報の管理

(6) 選定からの除外

選定委員会の委員に選定を受けることを目的として不当な接触を行うこと、その他不適正または不適当な事実が判明した法人等は、候補者の選定対象から除外します。

1.4 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条の規定により、指定申請したすべての法人等に通知します。なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 指定管理者の候補者の選定等の公表

指定管理者の候補者の選定後、応募の概況、選定した指定管理者の候補者名および審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定の通知

指定管理者を指定したときは、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条の規定により、指定をした法人等に対しては「小浜市

公の施設の指定管理者の指定通知書」により、指定をしなかった法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の不指定通知書」により通知します。

15 その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者に指定されたときは、指定管理業務の引継ぎに入っていただきます。

(2) 指定の取消し等

指定管理者が、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

16 指定管理者の指定等のスケジュール

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 募集要項の公告および配布 | 令和6年9月2日（月）から10月1日（火）までの間の午前8時30分から午後5時15分まで |
| (2) 質問書の受付 | 9月 2日（月）～9月 9日（月） |
| (3) 質問書の回答 | 9月17日（火） |
| (4) 指定申請書の提出締切 | 10月 1日（火）午後5時15分まで |
| (5) 選定委員会による選考 | 10月10日（水）午後2時から |
| (6) 指定管理者の候補者の仮決定 | 10月下旬 |
| (7) 指定管理者の候補者との協議
（仮協定の締結） | 10月下旬 |
| (8) 指定に関する議案を上程 | 11月下旬 |
| (9) 市議会の議決後市長による指定 | 令和7年1月上旬 |
| (10) 指定管理者と本協定締結 | 1月中旬 |
| (11) 指定管理者の管理業務の開始 | 4月1日 |

17 問合せ先

小浜市健康管理センター

（民生部 高齢・障がい者元気支援課 介護保険・管理運営グループ）

〒917-0075 小浜市南川町4番31号

電 話 0770-64-6140

F A X 0770-53-3480

別記 1

委託料の算出に関する基準（積算）

（単位：円）

区 分		金 額
消耗品費		198,000
	(事務用品)	(40,000)
	(施設消耗費)	(158,000)
	日用品	40,000
	トイレトペーパー等	80,000
	清掃用具	38,000
印刷製本費		31,000
光熱水費		8,350,000
	電気料	6,757,000
	上水道料	1,593,000
通信運搬費		129,000
手数料		260,000
	その他の手数料	260,000
委託費		10,008,000
	エレベーター	674,000
	火災設備	85,000
	自動ドア	86,000
	日常清掃	593,000
	〃	1,320,000
	ワックス清掃	198,000
	窓ガラス清掃	143,000
	防虫駆除	99,000
	水槽清掃	99,000
	くもの巣取り	88,000
	空調設備点検	1,700,000
	電気保安全管理	242,000
	警備業務	2,139,000
	防火対象物点検	16,000
	窓口受付業務	948,000
	除雪業務	240,000
	除草作業	297,000
	ボイラー点検	99,000
	デフロア清掃	652,000

	浴場ろ過装置点検			176,000
	循環式浴槽配管清浄			116,000
修繕費			612,000	
賃借料			54,000	
合計			19,642,000	

収入

使用料	雑入	維持管理費負担金	計
926,000 円	140,000 円	3,863,000 円	4,929,000 円

委託料

19,642,000 円 - 4,929,000 円 = 14,713,000 円

別記 2

指定管理者の候補者の選定基準

(小浜市総合福祉センターおよび小浜市デイサービスセンター)

1 基本的な考え方

- (1) 施設の性格や目的等に合致した方針があること。
基本方針や提案全般を通じ、市の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。
- (2) 施設の効用が最大限発揮されていること。
市が示すセンターの設置、管理基準に基づいているか。

2 団体の経営について

- (1) 団体の経営理念や方針は、指定管理者として相応しているか。
- (2) 団体の財務状況は、良好か。

3 事業計画について

(1) 施設の運営

- ① 事業計画の内容が具体的、現実的で、創意工夫が見られるか。
- ② 施設の利用を促進させる方策がとられているか。
- ③ 利用者の要望・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。

(2) 施設の体制および組織

- ① 事業計画書記載の業務を遂行するのに十分な職員体制が取られているか。
- ② 職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が整っているか。

(3) 施設の管理および経理

- ① 収支予算書の内容は適正か。
- ② 施設の管理に係る経費の縮減が図られているか。
- ③ 個人情報などの適正な取扱いのために必要な措置を講じることができるか。

(4) 安全管理、緊急時等の対応

- ① 安全管理対策、緊急時等の対応策がとられているか。
- ② 利用者のトラブル等損害賠償等のリスクに対応できるか。

(5) 環境、障がい者等への配慮

- ① 省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。
- ② 障がい者等への配慮がされているか。

4 自主事業の取り組み

- (1) 自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しているか。
- (2) 施設の設置目的を果たすために創意工夫された取り組みが示されているか。

5 指定管理料の額について

- (1) 限度額からどの程度削減できるか。

評価項目および配点表

(小浜市総合福祉センターおよび小浜市デイサービスセンター)

項 目		配 点	
1 基本的な考え方		10点	
	施設の性格や目的等に合致した方針があること。	5点	
	施設の効用が最大限発揮されていること。	5点	
2 団体の経営について		10点	
	団体の経営方針は、指定管理者として相応しているか。	5点	
	団体の経営状況は良好か。	5点	
3 事業計画について		60点	
	施設の運営		
	事業計画の内容が具体的、現実的で、創意工夫が見られるか。	5点	
	施設の利用を促進させる方策がとられているか。	5点	
	利用者の要望・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。	5点	
	施設の体制および組織		
	事業計画書記載の業務を遂行するのに十分な職員体制が取られているか。	5点	
	職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が整っているか。	5点	
	施設の管理および経理		
	収支予算書の内容は適正か。	5点	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られているか。	5点	

	省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。	5点	
	個人情報の適切な取り扱いのために必要な措置を講じているか。	5点	
	安全管理、緊急時等の対応		
	安全管理対策、緊急時等の対応策がとられているか。	5点	
	利用者のトラブル等損害賠償等のリスクに対応できるか。	5点	
	障がい者等への配慮		
	障がい者等への配慮がされているか。	5点	
4 自主事業の取り組み		10点	
	自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しているか。	5点	
	設置目的を果たすため創意工夫された取り組みが示されているか。	5点	
5 指定管理料の額について		10点	
合計		100点	